

平成29年12月11日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成29年9月8日（月） 13時30分～14時50分

2 会場

ウェディングプラザアラスカ 2階 クリスタル

3 出席者名

藤井会長、清野委員、西川委員、對馬委員、飛澤委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 江刺家課長他3名

4 議事の概要

- (1) 議題1 前回（平成29年6月12日）の議事概要及び届出状況等について
事務局から、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い、議事概要として承認された。

- (2) 議題2 届出案件について

■【ケースデンキ五所川原店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①開店時刻及び駐車場を利用することができる時間帯を、1時間早めるという変更内容であるため、近隣に学校があれば影響が出る可能性はあるが、店舗周辺に学校はないため、問題ないのではないかと。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 2 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【ショッピングパークむつに係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①開店時刻及び駐車場を利用できる時間帯の変更であるが、店舗周辺に学校はないため、問題はないのではないかと。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致したが、付帯要望については、事務局案の文言を修正し、下記のとおり求めることと

した。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【ジョイス八戸石堂店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①広い道路に面しているため、荷捌き車両の出入りや交通量には、特に影響はないのではないか。
- ②夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点があり、再予測で基準値内となっはいるが、これまでどおり付帯要望へ加えるべきではないか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないが、付帯要望については、事務局案へ騒音に係る要望を追加し、下記のとおり求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【ニトリ八戸店に係る変更について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①駐車場の身障者用スペースについて、設置台数に基準はあるのか。
→基準はないため届出台数で問題ないが、将来的に台数を増やすことは考えられないか、設置者側へ口頭で伝えることにしてはどうか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないが、付帯要望については、事務局案の文言を修正し、下記のとおり求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペース

の利用を健全者が妨げることとならないよう配慮すること。

3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■ 【(仮称) 八重田ショッピングセンターに係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①冬季間の駐車台数の確保は問題ないのか。

→指針による必要台数を満たしているため、届出台数で十分である。

②搬入口で騒音予測をしていないのは問題ないのか。

→室外機や荷捌き施設等、騒音源により近い地点で予測しているため問題ない。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないが、附帯要望については、事務局案の文言を修正し、下記のとおり求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車場スペースの利用を健全者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 店舗周辺の歩行者等の安全対策について、付近に小学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。